

議案第66号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和2年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
A第836号線	60 40	4 00	さいたま市桜区大字白楯字仲道384番5地先	さいたま市桜区大字白楯字仲道384番19地先	
C第307号線	40 49	4 00	さいたま市桜区山久保二丁目15番21地先	さいたま市桜区山久保二丁目15番17地先	
D第687号線	62 40	4 20	さいたま市南区内谷三丁目1401番18地先	さいたま市南区内谷三丁目1401番10地先	
D第688号線	55 88	4 50	さいたま市南区曲本一丁目128番25地先	さいたま市南区曲本一丁目128番19地先	
M第736号線	73 34	4 00	さいたま市緑区東浦和七丁目48番35地先	さいたま市緑区東浦和七丁目48番48地先	
O第377号線	117 63	9 00	さいたま市緑区大字上野田字丸山下964番6地先	さいたま市緑区大字上野田字丸山下971番1地先	
第788号線	50 60	4 00	さいたま市中央区桜丘一丁目1839番6地先	さいたま市中央区桜丘一丁目1839番3地先	
第789号線	69 70	4 00	さいたま市中央区八王子三丁目405番17地先	さいたま市中央区八王子三丁目405番10地先	
22591号線	122 36	16 00 ～ 18 00	さいたま市大宮区桜木町二丁目325番地先	さいたま市大宮区桜木町二丁目280番地先	
22592号線	183 15	15 00	さいたま市大宮区桜木町二丁目229番5地先	さいたま市大宮区桜木町二丁目729番5地先	
22593号線	114 95	5 00	さいたま市見沼区大字中川字大山1110番34地先	さいたま市見沼区大字中川字大山1116番1地先	
32939号線	62 63	4 00	さいたま市北区奈良町124番86地先	さいたま市北区奈良町124番93地先	

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
3 2 9 4 0 号線	65 33	4 50	さいたま市西区西大宮四丁目21番21地先	さいたま市西区西大宮四丁目21番17地先	
2 7 7 3 号線	125 85	7 50 ～ 20 30	さいたま市岩槻区西町一丁目4451番8地先	さいたま市岩槻区本町一丁目3番地先	
2 7 7 4 号線	22 74	7 50	さいたま市岩槻区本町三丁目4536番1地先	さいたま市岩槻区本町三丁目4543番1地先	